

A basic research for the restoration of The TANG HUI-YAO 『唐会要』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Furuhata, Toru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00034840

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



王溥『唐会要』復元のための 基礎的研究

(研究課題番号 09610364)

平成9年度～平成11年度科学研究費補助金〔基盤研究(C)(2)〕

研究成果報告書

平成12年3月

研究代表者

古畑 徹

(金沢大学文学部助教授)



8000-89063-1



学

は し が き

王溥『唐会要』100巻は、唐代史研究における最も基本的な史料の一つである。しかし、現存するテキストは成立当時の姿をそのまま伝えているわけではなく、清初まで抄本の形で伝世し、その間に多くの誤脱と巻数の欠失が生じたことはよく知られている。私はかつて『唐会要』のテキスト5種——抄本3種・四庫全書本・通行本——を比較調査し、通行本と他のテキストとの間に字句のみならず内容・構成までかなりの相違が存在すること、通行本には後世の人の手による他史料からの補入が存在することなどの問題点を明らかにした（『唐会要』の諸テキストについて『東方学』78, 1989年）。その結果、『唐会要』の利用に当たっては、かつて平岡武夫氏が注意された如く、各種抄本や諸書に引用された『唐会要』の記事の参照が必要であることが再確認された。とはいえ、抄本の利用は容易ではなく、諸書所引の記事もどの書物のどの箇所にもどのような記事が引用されているかが不明なので、これらの参照自体が困難というのが現状である。

私はこの状況を打開するために、諸抄本の調査を行って通行本の誤りを正す作業を進める一方、諸書所引の『唐会要』記事の調査・整理を行っており、これらを通して最終的には王溥『唐会要』の原型を復元することを目指している。この作業の過程で既に、『永楽大典』所引の記事の一覧を作成し、いくつかの逸文の存在を公にしておき（『永楽大典』所引『唐会要』記事一覧『金沢大学教養部論集』〈人文科学篇〉29-1, 1991年）、また抄本に基づいて修正した記事によって唐代国際関係史上の重要課題の一つを解決することにも成功した（「いわゆる「小高句麗国」の存否問題」『東洋史研究』51-2, 1992年）。これらの実績から見て、この研究が完成すれば、唐代史研究に多大な貢献をすることは明らかである。

しかし、そのための基礎となる調査自体が膨大で、それは『唐会要』諸テキストの調査にとどまらず、記事を引用している諸書のテキスト調査の必要性——例えば『事物紀原』の通行本と東京・静嘉堂文庫所蔵の宋刊本では内容がかなり異なっている——によってさらなる拍車がかかけられている。

そこで、1997年度（平成9年度）から科研費補助金の支給を受けて開始した本研究では、次の3点に絞り込んで研究を行うこととした。

- ①『唐会要』の通行本と諸抄本・四庫全書本との異同を全て明らかにする。
- ②『唐会要』を引用する各種文献のうち、最も多くの所引記事をもつ『玉海』と、それ

に次ぐ『事物紀原』について、これらのテキスト調査を行ったうえで、所引記事を整理して利用しやすいように一覧表化する。

- ③国内外の目録類に載せられた『唐会要』諸抄本の情報を収集し、抄本の伝存過程を追求し、現存する諸テキストの位置づけを明らかにするとともに、未知見のテキストの発掘に力を注ぐ。

そしてこの3点の研究を通して、『唐会要』の原型復元に目処をつけたいと考えた。

3年間の研究の結果、③の伝存過程と現存諸テキストの位置づけについては、一応の結論を得て論文を公表することができたが、①②は成果の公表にまでは至れなかった。それでも、①のテキスト間の異同の問題については、作業を終了した部分から順次発表する予定で、既に研究成果の一部を「『唐会要』の鞞鞫・渤海関係記事について」（仮題）という論文にまとめ、『朝鮮文化研究』第8号（2001年3月発行予定）に発表することが決まっている。②の方も、『玉海』所引の『唐会要』記事の一覧表は来年度中には公表できる予定であり、『事物紀原』所引記事も一覧表化のためのカード化作業は終了した。

本報告書は、まだ作業途中・執筆途中で成果をまだ公表できないものが多いので、既に公表された「『唐会要』の流伝に関する一考察」（『東洋史研究』57巻1号、1998年6月）と、現状の中間報告である「『事物紀原』所引『唐会要』記事のカード化について」（未発表）の2本の論考を収録するだけであるが、そこからだけでも着実に最終目標である『唐会要』の原型復元に近づきつつあることは理解できるであろう。

2000（平成12）年3月

古 畑 徹

◆報告書目次◆

『事物紀原』所引『唐会要』記事のカード化について	5頁
『唐会要』の流伝に関する一考察	一頁

◆研究組織

研究代表者：古 畑 徹 (金沢大学文学部助教授)

◆研究経費

平成 9年度	1, 400千円
平成10年度	600千円
平成11年度	500千円
計	2, 500千円

◆研究発表

(1) 学会誌等

古 畑 徹 『唐会要』の流伝に関する一考察

『東洋史研究』57巻1号 1998年6月

『事物紀原』所引『唐会要』記事の カード化について

古 畑 徹

1. はじめに

平成9～11年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「王溥『唐会要』復元のための基礎的研究」では、各種史料に引用された『唐会要』の記事をカード化し、それを基に記事一覧を作成する予定であった。しかしながら、その作業は膨大であり、またテキスト上の諸問題が多いためにテキストクリティックも思うように進まず、結局、最終年度で到達したのはカード化段階までで、一覧化は次年度以降に持ち越されてしまった。とはいえ、一覧が完成せずとも、科研費補助金を受け取った以上、研究成果は公表すべきであるから、カード化の仕方、および結果としてのカードをここに公表することにした。

ただし、カード化を行ったのは『玉海』『事物紀原』『通鑑胡註』『資治通鑑考異』『太平御覽』『太平広記』であるが、これら全てをここに掲載するのは分量的に多すぎる。そこで、分量・重要性の両面から判断して、『事物紀原』所引の『唐会要』記事のカード化について紹介し、そのカードを全て転載することとした。

2. 『事物紀原』について

『事物紀原』は、元豊年間(1078～85)開封の人といわれる高承が編纂した類書で、数多くの書物を引用してさまざまな事物・制度などの由来・来歴を検討するものである。本来は10巻270項目であったが、後人によって数百事が増補され、南宋代には20巻になっていたという。『直齋書録解題』は誰が増補したかはわからないと記すが、宋代の増補であることは間違いなく、その意味で、ここに引用された『唐会要』の記事が宋代の姿を伝える貴重なものであることはいうまでもない。

ただし、現在通行している『事物紀原』は必ずしも宋代のテキストを底本としたテキストとはいえない。明初、国子祭酒胡儼のもとに伝わっていたテキストが世に出たが、これが宋本であったか否かはわからない。しかし、これしかなかったためか、これを底本として刻本が三種が登場することになる。最も古いのが、正統9年(1444)になった陳華刻本で、これは胡儼のテキストを陳華が写した抄本をもとに趙弼が校訂増削を加えて成立した。記事は990条ある。次に古いのが、正統12年(1447)に胡儼のテキストを翻刻した閻敬刻本である。閻敬の自序によれば、彼は胡儼よりその本を譲り受け、友人たちと校訂を行った上で刊行したという。ただし、記事の増削は行っていない。これは清代に『四庫全書』に収録されたが、記事数が閻敬自序と『四庫全書総目提要』とは異なっており、閻敬自序は1841条、『四庫全書総目提要』は1765条とする。中華書局本の「点校説明」によると、点校者が実際に数えたところ、1759条だったという。最後が成化8年(1472)の李果刻本である。閻本を底本に陳本で校訂して刊行されたもので、記事は1766条ある。その後、閻本もしくは李本を底本とする翻刻本が世に出た

め、現在通行する諸テキストは胡儼本の流れの中にある。最も新しい中華書局標点本（1989年刊。金円・許沛藻による標点がある）も、『惜陰軒叢書』所収の李本の翻刻本を底本に、傅増湘本（傅増湘が閩本を校訂して刊行したもの）・胡文煥『格致叢書』本・成化8年李本・陳本による校訂を行って成立したものである。

この胡本系統の諸テキストとは別に、慶元3年（1197）建安余氏刊の宋刻本20巻が東京・静嘉堂文庫に現存する。これは、字句だけでなく記事の配列まで胡本系統の諸テキストとは異なっており、別系統のテキストと考えられる。また記事数は、その目録によれば1759条で閩本と同じだが、記事の名称に異同があり、この点でも別系統のテキストと見てよい。誤りが多いとされる麻沙本ではあるが、宋代の姿・用字法を伝える貴重なテキストであり、『事物紀原』のテキストクリティックにはなくてはならないテキストである。中華書局本は、このテキストを見てはいないが、傅増湘本に移録された宋本から一部の記事を補入している。傅増湘が見た宋本が静嘉堂文庫本と同一のものかどうかは今後の検討課題だが、補入された巻7の勅書楼・鼓角楼・酒務・遞鋪の4条は静嘉堂本とほぼ同じである。

以上、『事物紀原』のテキスト問題に簡単に触れたが、これからも明らかなように、『事物紀原』のカード化には、最低限、胡本系と宋本とのテキストクリティックが必要であることは間違いない。

3. 所引『唐会要』記事のカード化

『事物紀原』には、『唐会要』の記事が92条も引用されている。うち5条は現存諸テキストに見当たらないもので、逸文と思われる。これらのことはカード化によって明らかになったわけだが、ではどのようにカード化し、また得られたデータをどのようにカードに記載したのか、を紹介しよう。

カード化に当たってまず問題となったのは、どのテキストを底本とするかである。これについては、初めから一覽化を視野にしていたので、一般に最も利用しやすいテキスト、つまり中華書局標点本（1989年刊、洋装本、564頁）を底本とすることにした。『玉海』所引『唐会要』記事のカード化に当たっては、底本のコピーをカードに張り付けるという形を取ったが、カードとテキストの版との関係でコピーの張り付けをやめて手書きにし、カードに横書きで書き写すこととした。カードへの書き写し方としては、第1行目に引用のある『事物紀原』の記事の項目名を書き、第2行目から引用部分を横書きで書き写した。

底本に関するデータとして、まず右上欄外の四角い枠の中に、「巻数・頁数・行数」を入れた。たとえば、「1. 10. 12」とあれば、その引用記事が底本の巻1に所在し、10頁12行から引用が始まるということになる。次に、左欄外の第1行に、引用のある『事物紀原』の記事が属する巻数と部門名を記した。たとえば、「巻1. 正朔曆数部2」とあれば、その記事が巻1の正朔曆数部第二という部門に属していることを示している。なお、利便性のために「巻数・頁数・行数」のデータをこの「巻数・部門名」の上に小さく転記してある。また、底本には校勘記がついているが、これは引用記事の該当箇所の上に丸数字を付け、引用記事の次の行に校勘記を転記した。

次に、引用記事が『唐会要』のどこからの引用かを検索・確認し対校する作業をしなけ

ればならない。『唐会要』側の底本は、先に公表した「『永楽大典』所引『唐会要』記事一覧」（『金沢大学教養部論集』人文科学編29-1, 1991年）との関係から、殿版系の通行本の一つである世界書局本を使った（国学基本叢書本・中華書局本は字句・頁数・標点とも全く同じものである）。通行本については、1991年に上海戸籍出版社から標点本が刊行されており（標点工作者は上海社会科学院歴史研究所古代史研究室）、現在これも通行本として広く流布している。系統は殿版系だが、新たに標点・対校を行った関係で世界書局本とは頁数が全く違う。これとも対校をし、後述するデータ記入にはこのテキストの頁数・行数も示されるべきだとは思いますが、膨大な作業量になるので未だ行い得ていない。なお、対校作業については抄本系『唐会要』の諸テキストとも行わなければならないが、さし当たっての作業として台北A抄本との対校だけは全て済ませた（一覧の段階では全ての対校を終えておく必要はないので、今後の課題となっている）。

以上の現存『唐会要』との関係に関するデータは、まず右欄外の四角い枠の左に、引用記事に対応する『唐会要』の「巻数・頁数・行数」を鉛筆書きで入れた。たとえば、「29. 544. 3」とあれば、この『事物紀原』に引用された記事と対応する記事が『唐会要』の巻29、544頁3行目から始まることを示す。同じデータは左欄外第2行目以降にも記してある。ただし、ここでは『唐会要』の項目名も入っており、たとえば、「29 節日 / 544 / 3」と書いてある。次に対校結果だが、基本的には字句に異同がある引用記事の箇所にも*印を付け（引用記事の上の場合もあれば下の場合もある）、校勘記の下に「*通本なし」「*A抄「三載」」などと鉛筆で記入した。

三つ目として、『事物紀原』の諸テキストとの対校が必要である。これについては手近なところから着手したこともあり、まず東北大学狩野文庫所蔵の和刻本（付属図書館の分類番号は、狩. 1. 251. 5）との対校を行った。この和刻本は、10巻5冊、文政元年京都菱屋孫兵衛刊というもので、明・胡文煥本を底本にして返り点・送りがなを付したという。これによってわかった字句の異同は、基本的には引用記事の該当字句の上に、[]内に文政本の字句を鉛筆書きで入れて示した。また、校勘記などに鉛筆書きで「文政本なし」もしくは「和刻本なし」などとメモを入れたりもしている。次に行った対校作業は、静嘉堂文庫所蔵の宋本である。これはスタイルが一定しておらず、鉛筆書きで「宋本(巳)」などとメモがあちらこちらに入っている。これ以外のテキストとの対校は今後の課題である。

最後に行ったのが、諸書に引用された『唐会要』の記事との関係の確認である。『永楽大典』『玉海』などに引用されている記事で対応するものは全てあげ、これとも対校作業をする必要がある訳である。対応記事は、左欄外もしくは引用文の下の行に、鉛筆書きで記号化して示した。記号の付け方は、『永楽大典』所引『唐会要』記事一覧」のそれを踏襲しており、たとえば「永00623 / 13 a / 14」とあれば、『永楽大典』巻623の13葉aの14行目となる。

以上が、カード化の作業及びカードの書き方の説明である。メモの部分も多く、上記の説明以外の書き方をしているカードもあるが、ここまでに説明したことの変形なので、何を意味するかの判断は可能かと思われる。ともかく、一覧表の作成が優先事項であったため、まだ諸テキストとの対校・校勘は作業途中であり、その充実が今後の課題である。

以下、カードを『事物紀原』の記事順に配列して提示する。カード枚数は91枚だが、1枚に二つの記事を載せたカードがあるので、先掲のように記事は92条となる。

1.10.12

正朔曆教部

1.10.12
巻1. ~~天竺生抄~~

中和

29節日/544/3

〔正〕
～ 王澹庵會要曰、貞元五年正月十一日勅、回序嘉辰、歷代增置、漢宗上巳、晉紀重陽。朕以春方發生、候維仲月、句萌卷達、自今以二月一日為中和節。二十八日、李泌請令文武百寮進農書、獻糞糞、王公戚里上春服、士庶以刀尺相遺、村社作中飴酒、絮句芒、祈年穀、聚會宴樂、名為絮句芒。

- 標支校勘記①「書」字厚脫、據傳校本及新居吉房139李泌傳、唐會要229補
- ② 據同上唐會要、「獻」上有「司農」二字

A14
* 通本なし、永00623/13a/14、178/16a/4 あり。
L¹二十六日、

32249
32249
〔1〕内、~~天竺生抄~~

1.12.6

正朔曆教部

1.12.6
巻1. ~~天竺生抄~~

降聖

29節日/547/13

唐會要曰、會昌元年二月十五日詔、我聖祖降誕昌辰、宜改為降聖節。、則降聖之號、唐武宗先以名節。～

A14
* 通本なし

3.32.11

1.27.7

1.27.7
巻1. 情御命抄抄4.

充儀

3内職/32/11

隋有充儀. 為九儀. 唐令要内職篇云. 自武德以來. 有其職也. 此史曰. 楊帝置.

永20928/50/1

字(巴)

切注198/6254

コクヨ シカ-13

29.542.11
29.547.2
29.547.6

1.33.7

1.33.7
巻1. 朝延注指抄5

聖節

29節日/542/11

~ 唐會要曰. 開元十七年八月五日. 源乾曜・張說等請以是日為千秋節. 休暇三日.

29/547/2
29/547/6

至長慶七年十月十日穆宗誕日. 令天下州府置宴. 文宗開成二年誕日. 始禁屠宰.

此聖節禁屠. 置宴之始也. 宋朝俱循用之.

①校勘記. 按「長慶」無七年. 唐會要卷二七作「太初七年十月……」. 據改. → 太初

②. 按唐會要卷二. 載「文宗~元和四年十月十日生~」. 同卷卷一載穆

宗誕日為七月九日. 據改. → 按是年十月

咏 12043/320/11
至. 58. 226. 9

A中
* 三回. 已詳記 永初

世王. 170. 170. 5

家本の文化.

コクヨ シカ-13

1.37.8
名1 朝廷注指印5

廊餐

24 廊下食/419/5

唐会要曰。^(正)貞觀四年、詔所司于外廊置食一頓。~

1.39.2
名1 朝廷注指印5

輟朝

25 撰19/471/3
25/471/11

唐会要曰。開元十八年十一月、張說薨、輟朝、罷元會。又太和三年七月、崔龜從奏云。^(正)「貞觀中、任瓌卒、有司對仗奏聞、太宗責其乖禮。岑文本歿、其夕罷筵殿。張公謹亡、哭不遵辰日。臣謂大臣薨、禮合輟朝。」推是、則太宗以來尚未行茲禮也、會要首錄開元事、當是自明皇始也。

① 校勘記。據陳本及唐会要卷25、旧唐書卷8玄宗紀上改「十二月」

② 「三」同上唐会要作「元」
A17「九」

1. 39.12

1. 39.12
名1. 租注注措弁5

匳函

55 匳 / 956 / 3
王167.166.5
王90.326.2

唐會要曰。武后垂拱二年六月置匳。以達下情。蓋取白鐵樽之義也。～

コクヨ シカ-13

31.571.11
(69.1217.9)
31.571.4

1. 41. 9

1. 41. 9
卷1. 治理政體弁6

借緋

31 内外緋服/571/11
(69.1217.9)
31/571/4

通典曰。開元八年二月。勅都督。刺史品卑者。借緋及魚袋。唐會要曰。二月二十日也。又曰。舊制。凡授都督。刺史階未及五品。並聽著緋佩魚。雖^任則侍。則借緋之制。自唐明皇始也。～

天保7

*二十日 - 69/1217/9 12 十二日R257

永32.110.2

永1972.100.3

コクヨ シカ-13

82.1518.4

1.43.10

1.43.10
卷1 治理政體部 6

休沐

82 休暇 / 1518 / 4
永 1966.54.2

~ 唐書要、永徽三年二月十日、以天下無虞、百司務簡、每至旬假、
許不視事、以寬百寮休沐。然則休沐始于漢、其以旬休、則始于唐也。

A抄
*通本 十一日

社

コクヨ シカ-13

85.1559.2
85.1559.7

1.44.2

1.44.2
卷1. 治理政體部 6

戸帳

85 籍帳 / 1559 / 2
* 85 / 1559 / 7

又(唐書要)曰、武德六年三月、令天下戸每歲一造帳籍、開元十八年十一月、
勅請戸籍三年一造。此戸口有帳之初也。

柱本投勘記。*「請、據唐書卷八五改「諸、宋本

三、
*通本、戸は三年一造也、
A抄

至 179.220.1、至 22.279.3

*至 277.296.1

85.1557.3
85.1558.3

1.44.5

1.44.5
卷1. 治政政體部6

戸等

85定戸等第/1557/3

又(唐會要)曰。武德六年三月。令天下戶量其資產。定為三等。九年三月二十四

85/1558/3

日。又為九等。此戸有等第之始也。貞元四年五月。仍令三年一定為常式。

宋初因之為五等。

(正) 宋本

王. 20. 390. 3

胡說 179. 6110

通。 秋

AD. 正月

コクヨ シカ-13

87.1591.11

1.49.2

1.49.2
卷1. 利源制度部7

權茶

87新選益後傳/1591/11

唐會要曰。貞元九年正月。初稅茶。先是張滂奏請于出茶州縣及茶山要路。定三等。每十稅一。茶之有稅。自此始也。一云穆宗時。王涯始權茶。

AD. 正月廿二日

コクヨ シカ-13

26.509.7

2.60.10

2.60.10
卷2. 公式姓辞部 8

轉對

26 待制官/509/7

~ 唐会要曰、貞元中、詔每御延英、令諸司長官二人奏本司事、帝參宮每日二人引見、訪以政事、謂之巡對。宋朝因之、曰轉對。

王.160.85.6

コクヨ シカ-13

26.509.7

2.61.7

2.61.7
卷2. 公式姓辞部 8

關

26 待制官/504/7

唐会要曰、唐制、諸司相筭問、三曰關、開通其事也。蓋始於唐、宋朝神宗行官制、用唐事。

〇是本「有、あり

コクヨ シカ-13

2.74.10

2.74.10
巻2 禮樂部祀部9

九宮

王.101/17a/50

~ 按唐會要曰。天寶三載十月十六日。蘇嘉慶上言。請于^(天)我東置九宮黃
神壇。每歲四孟月祭也。
王.72

九宮靈文

コクヨ シカ-13

17.359.5

2.77.11

2.77.11
巻2 禮樂部祀部9

牙盤 音不

.17 禮部儀制/359/5

~ 按唐會要曰。天寶五載^{*}四月十六日。詔享太廟宜料外每室加常食
一牙盤。則享廟之設牙盤^(食)自唐明皇始也。
王.87.32a.7

天.87

* 天寶三載。通本玉五卷

コクヨ シカ-13

2. 81. 10

2. 81. 10
卷2 崇奉褒册印 10

孔子封

宋

35 褒崇先聖/137/7

唐會要曰，開元二十七年八月二十四日，追謚孔子為文宣王。其後嗣改封嗣文宣王，二十七日，命裴耀卿等就國子監册命。～

2. 82. 6

2. 82. 6
卷2 崇奉褒册却 10

十哲封

35 褒崇先聖/137/7

唐會要曰，開元二十七年八月二十四日，詔十哲並宜褒贈。顏子垂聖，須優其秩。顏子封充公，閔子費侯等是也。

七十子

社
(改)

又詔，七十子並宜進贈。曾參贈鄭伯，顏拜師，陳伯是也。制曰，十哲之外，曾參之倫，未有稱謂，宜疏五等之封，俾與先聖成膺盛禮。

答: 82. 81. 10

50.865.5

2.83.8

2.83.8
卷2 崇奉親册部10

老子號

50. 尚書通攷/865/5 ~ 唐會要曰、天寶二載正月十五日、加號大聖祖、八載六月十五日、加號大
通玄元皇帝、十三載二月七日、加號大聖祖尚上大通金闕玄元天皇大帝^〇

~ 按本按部記 〇 唐會要卷五〇作「大聖尚上大通金闕玄元皇帝」。

コクヨ シカ-13

50.878.13

2.84.2

2.84.2
卷2 崇奉親册部10

李母號

50 雜記/878/13 ~ 唐會要則云 文明元年九月、册去元皇帝妻為先天太后。二說未知孰是。

コクヨ シカ-13

50.880.6

2.84.5

2.84.5
卷2 聖學叢書部 10

列子號

50 附記 / 880 / 6

唐會要曰，天寶元年三月十九日，李林甫奏列子拔冲靈真人^①

標本校勘記 ① 據唐會要卷五〇改「虛」。

コクヨ シカ-13

50.880.5

2.84.8

2.84.8
卷2 聖學叢書部 10

莊子號

50 附記 / 880 / 5

又唐會要曰，天寶元年二月十二日^{*}，追贈莊子南華真人。三月十九日，李林甫奏文子·列子·莊子·庚桑子，其書各從其號為真經。

*日本「二十二日」

各, 子, 2.84.5

コクヨ シカ-13

2.84.11
卷2 業奉齋册部 10

宋本
文子號

50.880.6

又曰。天寶元年三月十九日，李林甫奏文子號通玄真人。庚桑子號洞靈真人。 ~

52.84.5. 2.84.8

宋本
文子號附註 [唐書要曰]

2.85.2
卷2 業奉齋册部 10

五嶽號

宋本(七年)
如前附註

宋本
[大]

47 封岳在唐/833/13

又(唐書)曰。武后垂拱四年七月一日，封嵩嶽為神嶽天中王，萬歲通天元年四月一日，尊為皇帝。中宗神龍元年，復為王。先天元年八月二十日，又封西嶽為金天王，開元十三年，封太山為天齊王，天寶五載正月，封中嶽為中天王，南嶽司天王，北嶽安天王。

王.102.406.8

A15
① 日本. 王.102.406.8 「二年」
如前本「二年」
宋本

47.834.11

2.86.3

2.86.3
卷2 崇奉復脚部 10

四海統

47封諸侯傳/834/11

唐會要曰，天寶十載正月二十三日，封東海為廣德公，南海廣利公，西海廣潤公，北海廣澤公。～

抄本
○校勘記 據唐會要卷47改「王」，下亦同。
抄本は「公」に訂

コクヨ シカ-13

47.834.6

2.86.7

2.86.7
卷2 崇奉復脚部 10

四清號

47封諸侯傳/834/6

又唐會要曰，天寶六載正月十二日，封河為靈源公，濟為清源公，江為廣源公，淮為長源公。～

至102/406/8

コクヨ シカ-13

2.89.5
卷2 采女整衣抄11

雲韶

24.886/621/10

~ 舊唐志曰，武德已來，置內教坊于禁中，則天改曰雲韶府。會要曰，
^(林)
如意元年五月二十八日也。則雲韶之名，已見于足矣。

31.578.1
31.578.6
(31.579.2)

3.138.2
卷3 冠冕首飾抄14

幘頭

(見)

31.578/1

~ 唐會要曰，故事，全幅帛向後幘髮，俗謂之幘頭。同武帝建德中，裁為四

• 31/578/6
(31.579/2)

脚。^(正)貞觀中，太宗謂侍臣曰，「幘頭起于周武，蓋取便於^(於)軍容。」^(宋)其中子則自

武德中始用。~

社

終

• 3.82.15a.7

31.579.9
31.579.12
31.580.2
31.580.10

3.156.4

3.156.4
卷3 冠冕首飾部 14

魚袋

○ 31.579/9
★ 31.579/12
◎ 31.580/2

～ 唐會要曰、永徽二年四月二十九日、拾隨身魚袋、咸亨三年五月三日、始令京官四品五品職事、佩銀魚。久視元年十月十三日、職事三品以上用金飾、四品銀、五品銅。景雲二年四月二十四日、敕文、「魚袋、著紫者金裝、緋者銀裝、～

◎ 31.580/10

本記本「同、あり」
和刻本「同、あり」

至 86.12b.2, 82.17a.2
★ 至 86.12b.7
◎ 至 86.12b.7, 82.17a.2
◎ 至 86.12b.7, 82.17a.2

和文

コクヨ シカ-13

32.581.4

3.156.9

3.156.9
卷3 冠冕首飾部 14

笏

32 笏/581/4

唐會要曰、笏、同判也。周禮、諸侯象、大夫魚、士以竹。晉宋以來、謂之手板。而魏以後、五品以上通用象牙。武德四年七月六日、詔五品以上象笏、六品以下竹木笏。舊制、三品以上前按後直、五品以上前按後屈。武德以來、一例上圓下方也。～

・至 86.17b.2

和文本換勘記 ① 據陳本及唐會要32改「文」、礼記卷30玉藻作「大夫以魚尾文竹、

② 陳本作「十月六日」、同上唐會要作「八月十六日、

A77、至海86.17b.2は「七月十九日、

*「文」也、正本A77あり、至海86.17b.2あり

和文

コクヨ シカ-13

35. 635. 9

[]

3. 160. 8

3. 160. 8

孔子学校面季印 16

孔子廟

(註)

35 侯家先聖 / 635 / 9

～唐礼未志曰。武德二年。始詔國學立孔子廟。會要云。六月一日也。貞觀

[]

四年。又詔州縣皆作。會要又曰。高宗總章二年。勅天下皆置。宋稱廟也。

字棟

コクヨ シカ-13

35. 635. 13

3. 160. 12

3. 160. 12

孔子学校面季印 16

配坐

(註)

35 侯家先聖 / 635 / 13

～唐會要曰。貞觀二年。以顔子配享孔子。～

字棟

コクヨ シカ-13

35. 636. 3
35. 639. 11

3. 161. 2

3. 161. 2
卷3 学校頁季印 16

先賢配

35 袁詵 636/3

唐會要曰。貞觀二十一年二月十五日，詔以左丘明等二十一人，並令配享尼父廟室。此蓋其始也。蘇氏曰。貞觀。頭度稱二十一賢。太極。開元即稱二十二賢。將前物并學令比類，於服虔下有賈逵，不知何年月附入。

35/639/11

王57.20a.1

標本後記① 陳本。在合子經及通志卷93 均作「二十二」
② A1)「三十二」 王57.20a.1「二十一」
③ 正本「二十一」
④ 正本「杜預、賈逵、A物主、王57.20a.1「賈逵」

和

コクヨ シカ-13

27. 435. 3
27. 435. 8
27. 435. 12

3. 161. 11

3. 161. 11
卷3 学校頁季印 16

武成廟

23 武成王廟 435/3

23/435/8

22/435/12

唐會要曰。開元十九年四月十八日，置太公廟，以張良配享，仍簡取自古名將，準十哲。上元元年閏四月十九日，敕文。太公望連封武成王，兼中書門下，擇古名將，準文宣王例，置重聖十哲。建中三年七月十一日，史館奏。奉今年五月十五日勅，武成王廟配享人，宜令史館參詳定名，以張良、田穰苴以下十人為十哲，孫臏、范蠡以下七十二人為弟子。

標本後記① 據唐會要23改「勅」

王57.20b.8

卷113.31a.9①

和

コクヨ シカ-13

76.1397.10

3.163.12

3.163.12
卷3 学校部 16

三禮

76三伝/1397/10

唐會要曰、^(七)德宗貞元五年五月五日、置三禮科。～

王.115.34b.1

*正本「九年五月二日、A付:王.115.34b.1「五年五月二日、

宋本

コクヨ シカ-13

76.1398.3

3.164.2

3.164.2
卷3 学校部 16

三傳

76三伝/1398/3

又會要曰、^(八)穆宗長慶二年二月、殷侑奏置三傳及三史科。～

王.115.35a.10.
115.35b.3

宋本

コクヨ シカ-13

3.164.11

3.164.11
卷3 學校貢奉印 16

武舉

59 史部書印/1030/4

~ 唐會要曰。長安^{*}三年正月十七日，詔天下諸州宜散武藝，每年準明經進士貢舉例送。此武舉之始也 ~

* 退本「二年」。

宋叔

コクヨ シカ-13

3.165.4

3.165.4
卷3 學校貢奉印 16

鄉貢

76 史部書印/1384/4

唐會要曰。開元十九年六月六日^{*}，勅諸州貢舉皆於本貢，不得於所在附貢。然則貢舉之用鄉貢，自明皇始也。

* 退本「文風」。

宋叔

コクヨ シカ-13

3.165.10

3.165.10
卷3 學校書卷 16

羣見

76 錄筆雜錄/1383/13

唐高祖始詔羣人隨物入貢。會要曰，長壽二年十月十日，劉承慶疏。
伏見比來天下所貢物，^{至元}日皆陳在御前，唯貢人獨於^殿前，恐所謂
重物輕人，請貢人列於物之前。從之。此貢人羣見之始也。～

*註 天國也

3.172.13

3.172.13
卷3 學校書卷 16

謁先師

～ 又遊學志曰，開元五年，始令^諸明經、進士見^於先師。～

76 錄筆雜錄/1384/2

唐會要云 開元五年五月八日也。

王.115.16a.6

^物 * 送奉 九月。 王.115.16a.6 九月八日。

73.1386.1

3.173.3

3.173.3

卷3 学校西番部 16

登科記

76 88番部本/1386/1

唐會要曰、大中十年四月、禮部侍郎鄭顥進^{(註) 新}進士諸家科目記十三卷、勅自今後放榜訖、仰寫及第人姓名、仍付所司、逐年編次。～

7115.19b.6

コクヨ シカ-13

35.647.7

4.180.6

4.180.6

卷4 程稱美文部 17

文字

35番部本/647/7

唐會要曰、貞觀十八年五月、太宗為飛白書、作鸞鳳蝶龍等字、蓋自是始改舊體。～

舞文本校勘記① 據石子卷35改「蝶」、太平御覽卷七四九工藝部大下「蝶」、
日本「蝶」、
王10 33.4a.7 「蝶」(字本)

33.4a.7

コクヨ シカ-13

67.1176.2

4.198.1

4.198.1
卷4 官制封建部 18

檢校

67 外信/1176/2

~ 唐會要曰檢校官 神龍後有之。非也。~

コクヨ シカ-13

45.805.2

4.199.2

4.199.2
卷4 官制封建部 18

功臣

45 功臣/808/2

~ 會要曰.. 興國元年正月一日敕文.. 諸軍. 諸使. 諸遠^外應^奉天及^西收^東 京^東將士等, 並賜名奉天定難功臣。~

撰本. 校勘記① 據存録^五改「興元」.

② 據存録E45補「赴」.

コクヨ シカ-13

51.884.11
51.885.7

4.212.7

4.212.7
卷4 師保補相印 20

重事

51.884/11

唐會要曰神龍元年五月制、^神盧欽望加平章軍國重事。是也。景雲三年七月、^神

51.885/7

詔竇懷貞軍國重事宜共平章。又太初四年六月制、以裴度為司徒、平章軍國重事。是時度勳望高、以疾上相印、又惜之、故有此詔。~

檢本校勘記 ① 唐全史卷五一作「六」
② 林同上存疑補「五」
③ 唐全史卷五一作「五」

コクヨ シカ-13

51.884.5

4.213.1

4.213.1
卷4 師保補相印 20

平章

51.884/5

會要曰貞觀八年十一月也。又貞觀十七年六月、高士廉同中書門下平章政事。高宗永淳四年四月、郭待舉等並同中書門下、同承受進士平章事。上謂參知政事崔知溫曰、待舉歷任尚書、且令預聞政事、未可與卿同受名稱。自此、四品已下知政事者、以平章事為名。唐志以為永淳元年。

檢本校勘記 ① 唐全史、新唐書卷66、王彥威/20 作「元年」、是

② 正作「八月」也 ③ 「日」一也、正作「日」

コクヨ シカ-13

9.213.6
卷4 師保補相部 20

參政

51名録/884/3

唐會要曰。武德元年六月。裴寂知政事。^[正]貞觀元年九月。杜淹參議朝政。
^{(按)唐書(四)}
三年二月。魏徵參預朝政。十三年。劉洎始為參知政事。 ~

9.226.8
卷4 法從清望部 21

修國史

- 63 魏書 1089/4
- 63 北史 1094/2
- 63 唐書 1100/6
- 63 1102/3

唐會要曰。貞觀中始置史館。而著作罷史任。至顯慶四年三月。始詔劉仁執等修史。長安二年。劉允濟又編修國史。天祐二年五月二十九日勅。史館修撰張策職名稍卑。不稱內庭密重。宜稱兼修國史。 ~

- 3.15.109.4
- 3.15.109.90

63.10P9.4

4.227.12

4.227.12
卷4 法儀清望部 21

直史館

63史館傳述/10P7/y

唐會要曰、貞觀三年閏十二月、^(手)移史館於門下省、^(林)(其修撰史事以他官兼領、或品卑而有者亦直焉)、此直史館之始也。

標本本後期丸 ① 右記の如く及首記の如く「者、下有此字、是

()内記の如く、王西165.10A.4あり

巻165.10A.4

コクヨ シカ-13

56.965.12

5.237.17

5.237.7
三省綱格部 22

諫正

56左右補間指述/965/12

唐武后垂拱中、置拾遺・補闕・諫議。中宗以來有左右、開元時左屬門下、右中書、會要云、垂拱元年二月二十九日也。～

コクヨ シカ-13

57. 989. 3

5. 240. 3

5. 240. 3
卷5 三省制转印 22

分行

本行記の附合

57 内務省文部/489/1

唐書要曰。武德令。吏。禮。兵。民。刑。工。^(正)貞觀即。吏。禮。民。兵。刑。工。先定

元年九月五日。改為六部。半周禮。~

本行本行記の① 唐書令の改令

コクヨ シカ-13

57. 989. 5

5. 240. 9

5. 240. 9
卷5 三省制转印 22

子司

本行記の附合

57 内務省文部/489/5

又(唐令)曰。故事。以兵。吏。及左右司為前行。刑。戶。為中行。工。禮。為後行。每行各管四司。以本行為頭司。餘為子司。自唐制始也。

コクヨ シカ-13

57.985.1

5.241.2

5.241.2
85 三省潤轉印 22

子司印 註
(九)

系
[二]

57内号名/985/1

唐會要曰、故事、凡尚書省陳吏部兵部外、共用都司印、至聖曆一年二月
九月、初備文書臺二十四司印、本司即官主之。

至. 57. 985. 1

持主本表記① 撰全至57作「二年」
A7. 24. 至

コクヨ シカ-13

60.1054.7

5.251.12

5.251.12
答5持志備開印 23

左右巡 (七)

60内中備印/1054/7

唐會要曰、貞元十年四月、勅準六典、殿中侍御史分知左右巡、察其不法之事。

コクヨ シカ-13

5.279. 11
卷5. 環衛中音部 27

左右衛

71+二衛/1283/1

~ 會要云、唐武德元年、因隋舊制、有左右衛。五年去衛字、但曰左右衛矣。

参考 198. 6265

6. 291. 8
6. 291. 6
卷6 檢行武列部 28

客省使

66鴻雁寺/1151/14

~ 唐會要曰、永泰以後多事、四方奏計、或連歲不遣、乃於右⁰臺門置客省以居之、上書言事、蕃戎將吏、蓋於此待報。唐書李師道使崔承慶入奏、待命客省是也。會要曰、昭宗天祐元年四月勅有客省使。疑自代宗以來始命其官也。

77第10階下/1454/12

榑本枚勘記① 很字原脱、據唐會要卷66補

79.1459.12

6.292.7

6.292.7
巻6 横行式列印 28

閤門使

79 横行式列印 / 1459 / 12

唐書要 昭宗天祐元年四月勅有閤門使。~

参: 326.291.6

コクヨ シカ-13

79.1459.12

6.298.3

6.298.3
巻6 東西使班印 29

御厨

79 横行式列印 / 1459 / 12

唐書要 昭宗天祐元年四月勅有御厨使

参 6.291.6 / 6.292.7

コクヨ シカ-13

46.1164.2
66.1163.13

6.298.5

6.298.5

卷6 東面使班印 29

軍器

66年表2/1164/2

唐會要曰.. 乾元元年六月, 勅軍器監改為軍器使, 以內官为之。又曰, 六月十

66/1163/13

* 二曰廢置使也。 ~

至. 183. 144. 9

144
* 正 大月十三日

コクヨ シカ-13

82.1525.6

6.301.7

6.301.7

卷6 東面使班印 29

醫官

82年表/1525/6

~ 按唐會要^(註).. 貞元八年八月, 令侍御醫·尚藥·直長·藥藏印, 並留授翰林

醫官。然則醫官之置使, 當是唐官也。

コクヨ シカ-13

78.1421.10
65.1129.8

6.301.10

6.301.10
卷6 東面使班部 29

宮苑

78.五坊禁使/1421/10

～ 唐會要曰。開元十九年。湯崇⁺慶為五坊宮苑使。本一使也。唐末始分之。

65.園苑使/1129/8

唐書方伎表曰。開元二十年。遣宮苑使。朔方節度棄之。又會要曰。太和九年十一月。又有開⁺廐宮苑使。然則宮苑唐官也。～

*通本「楊」

*本「元」 本「元」

コクヨ シカ-13

79.1454.12

6.303.3

6.303.3
卷6 東面使班部 29

莊宅

79.莊宅使部下/1454/12

～ 唐會要曰。昭宗天祐元年正月勅。亦有莊宅使也。～

*通本「元年四月。 326.291.6 / 6.292.7 / 6.293.3 「元年四月」

号: 326.291.6 / 6.292.7 / 6.293.3

コクヨ シカ-13

6.303.11

6.303.11
气6.東面使理部.29

内園

(正)

~ 唐會要.. 贞元十四年夏旱. 吳奉奏有内園使 ~

コクヨ シカ-13

66.1164.4
66.1165.4
66.1165.11

6.304.2

6.304.2
气6.東面使理部.29

洛苑

66.1164/14

唐會要曰.. 武德九年七月十九日. 置洛陽宮苑監. / 永淳元年五月十一日

66.西京苑監/1165/4
66/1165/11

置東面監, 管諸園苑.. / 至開成五年四月. 勅總監宣令内司管. 仍別

置使. 此疑其洛苑置使之本. ~

• 正. 171.186.5

A2
* 正. 五月十日,
* 正. 總監宣令内司管,
A3

A7
* 正. 無苑

コクヨ シカ-13

60.1054.3
60.1054.10

6.304.6

6.304.6
包6.東西使館印 29

如京

60.1054/3

如京、唐主名官也。唐會要曰、文明元年、準使却武、監太倉本是察務職

60/1054/10

務、第一人監倉、近移入殿院。太初九年六月、李國言奏殿中侍御史免監太倉使。～

永07517.16.5

⁴⁰
永本「倉庫」

^永
永本「第一」～「近信」～加逆順

▲永、Aの「入院」 己本「入院」

^A
永本「元年」、永「九年」

コクヨ シカ-13

66.1151.13
66.1152.3

6.305.10

6.305.10
包6.東西使館印 29

禮賓

66.1151/13
* 66/1152/3

唐會要曰、天寶十三年三月二十七日勅、鴻臚屬司有禮賓院。又元和九年六月、置禮賓院於長興里。其使名疑自此有也。～

^A
+ 延本「二月」、至「三月」

天.124/60.2 / 187.18b.2
* 天.187.18b.2

コクヨ シカ-13

78.1437.4

6.307.5

6.302.5

卷6 節城帥濬州30

留後

・78年編建武年表/1437/9

～唐會要曰。開元十五年十一月，蕭嵩領河西，二十六年正月，李林甫領隴右，楊國忠領劍南。嵩以牛仙客，林甫以杜希望，國忠以李^{林甫}察，崔圓並為留後。此蓋置官之始也。德宗貞元二年，程懷直又自稱觀察留後。改聖朝兼二使以名官。

・天132.6b.9

玉
*正本「十二年」抄「十五年」

*林甫「二月」

**正本無「李」

コクヨ シカ-13

87.1602.3
87.1599.13

6.311.8

6.311.8

卷6 節城帥濬州30

轉運

・87年州水陸運使/1602/3

～唐會要曰。先天二年，李傑為陝州刺史，充水陸發運使。開元十八年，裴耀卿始為江淮轉運使。此其命官之始也。～

・87年州水陸運使/1599/13

玉
*正本「二十一年八月」

・天182.17b.10

コクヨ シカ-13

77. 145. 8

6. 312. 5

6. 312. 5
名6 節職印簿部 30

運判

77 史書地理地理部/145/8

~ 唐會要云。景龍二年七月。置十道按察使。分察天下。~

* 5年 3年。

コクヨ シカ-13

68. 1204. 5

6. 316. 3

6. 316. 3
名6 撫字長民部 31

知州

68 科文上/1204/5

~ 唐會要曰。太和四年八月。御史臺奏。按大曆十二年五月一日勅。刺史有政

⁽²⁾ 及闕。但令上佐依次知州事。~

⁽¹⁾ 科文上

(15) 「及」原作「乃」。據唐會要卷八入改。

太和四年。

コクヨ シカ-13

09/1216/7

6.322.10

6.322.10
巻6 撫字長民部 31

文學

09.刊7/1216/7

唐會要曰。大曆十四年十二月五日。諸州府學博士。改為文學。品秩同參軍。~

コクヨ シカ-13

6.323.10

6.323.10
巻6 撫字長民部 31

知縣

唐會要曰。大中五年十二月。量度有賊。斫損神門戟架。六年四月。裴讓權知縣事。~

コクヨ シカ-13

6. 326. 5
卷6 撰字長民部31

醫學

・82 醫館 / 1522 / 6

唐會要曰。貞觀三年九月十六日。諸州府置醫藥博士。開元十一年五月七日。
始置醫學博士。～

・王. 112. 210. 1

王
+ 正統七年五月

6. 331. 9
卷6 撰字長民部32

昭文館

・64 (昭文館) 1114 / 7

唐會要曰。武德四年正月。置修文館。九年三月改為弘文。九月太宗即位。弘文殿聚書。殿側置弘文館。神龍元年十月十九日。改曰昭文。後復曰弘文。～

・王. 165. 140. 2 / 165. 140. 10

・明正 192. 6023

60. 1041. 11

6. 338. 10

6. 338. 10
卷6. 倉府臺司印 33

臺 門

60 附文量/1041/11

〔然〕
~ 唐會要載裴冕語云。此說若取冬殺之義，本置臺司以糾正冤
澆，足有好生之德，豈創冬殺之義以入人罪乎？~

1177
北法「舊記」

02606. 86. 12

コクヨ シカ-13

70. 1231. 12

7. 356. 4

7. 356. 4
卷7. 州郡方域部 35

路

70 州郡方域部/1231/12

〔西〕
~ 唐會要云。貞觀元年三月十日也。開元中又為十五道。~

5. 19. 1828 / 18. 222. 2

コクヨ シカ-13

7.356.7

7.356.7

卷7.州郡方域部35

府

68郡志/1192/12

唐高祖武德初，遷鎮襟帶之地置總管府，七年改曰都督府。唐會要云

二月十二日也。～

49.862.1
49.862.5

7.360.7

7.360.7

卷7.州郡方域部35

貧子院

49痛吟/863/1
49/863/5

～ 按唐會要曰。開元五年，宋璟・蘇頌奏「悲田院養病，從長安以來，置使專知。所編悲田，乃闢釋教，此是僧尼職掌。至二十三年，乃分置於諸寺。

～
本注「二十二年。

通明85237/10

49.860.8

7.388.5

7.388.5
巻7.通釋科教部38

度 牒

49信尼所部/110/1

～唐會要曰、天寶六年五月制、僧尼令祠部拾牒。～

公限
本正年、(天寶)六年五月制、
僧尼令祠部拾牒、
天寶六年正月制。

コクヨ シカ-13

49.859.11

7.388.11

7.388.11
巻7.通釋科教部38

僧 牒

49信尼所部/059/11

唐會要曰、武后延載元年五月十一日、勅天下僧尼牒祠部。～

(永08906/16/7 年所記及ニシテノ同あり)

コクヨ シカ-13

7.389.2

7.389.2
卷7 道釋科教部 38

僧帳

又(唐金華)曰.. 高制, 僧尼簿三年一造, 其籍一本送祠部, 一本留州縣。
又開元十七年八月十日, 勅僧尼宜依十六年舊籍。~ 二文不同, 以會要為正。

(Gk 88706.13b.11 に半切記原の文の引用あり。)

名冊60 / 13b.

コクヨ シカ-13

7.392.7

7.392.7
卷7 道釋科教部 38

僧紫

~ 則僧之賜紫, 自武后始也。不然, 唐會要安得開元二十年波斯王遣僧及烈至唐, 勅賜紫袈裟還國之事也。~

名冊: 冊971 冊頁4. 9/54. 冊975 冊頁2. 13/1

コクヨ シカ-13

35. 647. 7

8. 436. 9
364. 180. 6 号

8. 436. 9
卷8 岁时风俗部 42

遺扇

[正]

35 卷 2 / 647 / 7

唐會要曰。貞觀十八年五月五日。太宗謂長孫無忌。楊師道曰。五日當
俗。必用服玩相賀。今朕各遣卿。飛白扇二枚。庶効清風。以增美德。
推舊俗之語。則知端午之以扇相遺。自唐太宗始也。

王. 31. 80. 7

王. 31. 80. 7
* 遺扇 五月五日

王. 31. 80. 7
* 遺扇 五月五日

王. 31. 80. 7
* 遺扇 五月五日

コクヨ シカ-13

44. 992. 11

8. 449. 9

8. 449. 9
卷8 城市蒲葦部 44

鷓尾

[正]

44 卷 2 支 / 792 / 11

唐會要曰。漢柏梁殿災。越巫言海中有魚。尾似鷓。激浪則降雨。遂
作其像於屋。以厭大災。~

王. 31. 80. 7
* 鷓尾

王. 31. 80. 7
* 鷓尾

コクヨ シカ-13

19.36.11

9.486.9

9.486.7
卷9 高田典制印47

主 諡

[正]

[正]

19公主前/386/11

~ 唐會要曰.. 貞元十五年七月十五日. 追册故唐安主為韓國貞穆. 改義章公主為莊穆。~

コクヨ シカ-13

91.771.3

10.529.4

10.529.4
E10 律令刑罰印 52

斷 屠

71 断屠約/731/3

~ 會要曰. 武德二年正月二十四日, 詔自今後, 每年正月. 五月. 九月. 及每月十齋日, 並断屠。~

* 延喜 每年正月九月,

コクヨ シカ-13

26.504.4

10.536.2

10.536.2

卷10 律令刑罰部52 (舊吏附人條)

教練

26講武/504/4

唐會要曰。大中六年五月。勅天下軍府有兵馬處。且選會兵法能弓馬人。充教練使。~

コクヨ シカ-13

89.1622.14

10.539.11

10.539.11

卷10 布帛雜事部53

錢文

89泉貨/1622/14

~ 唐會要曰。武德四年七月十日。廢五銖錢。行開元通寶錢。自此又以
[背]
通元。為文。~

天180.182.7

コクヨ シカ-13

87.1622.14

10.541.7

原出. 519. 11 卷 2

10.541.7
卷10 布帛雜事部 53

甲 跡

[10]

89 卷 1 / 1622 / 14

~ 唐書要曰. 武德四年七月十日, 行開元通寶錢, 歐陽詢制辭及書, 字合⁽¹⁾
八分篆隸三體, 回環讀之其亦通, 俗謂之開通元寶. ~

五. 180. 甲 2. 7

(1) 按唐書要卷八九及開元通本, 合, 作「合」, 似應合;

本也非「數詞」.

本也非「開元通寶」.

コクヨ シカ-13

82.1525.4

10.552.7

10.552.7
卷10 草木花果部 54

威靈仙

[E]

82 卷 13 / 1525 / 4

唐書要曰. 德宗貞元二年九月, 鄧思齊獻威靈仙草, 能愈衆疾. 上於禁中
試有驗, 令編附本草.

(1) 令, 原作「今」, 據唐書要卷八二改.

本也非「有驗」.

コクヨ シカ-13

99. 1774. 10
100. 1796. 5

10. 555. 5

10. 555. 5

卷10 草木花果部 54

金桃

99 康國 / 1774 / 10
100 魏志 / 1796 / 5

唐會要曰、貞觀九年十一月、康國獻金桃、詔令植於苑。又云、原國獻黃桃、
大如鵝卵、其色如金、亦曰金桃。

至 159. 126. 3

至 159. 156. 9 / 16. 66. 6